

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年8月1日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第11号

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成4年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(警察署長委任事項) 第3条 警察署長に委任する事項は、次のとおりとする。		(警察署長委任事項) 第3条 警察署長に委任する事項は、次のとおりとする。	
事務の種類	内 容	事務の種類	内 容
暴力団員による不 当な行為の防止等 に関する法律の施 行に関する事務	[略] 第30条 [略]	暴力団員による不 当な行為の防止等 に関する法律の施 行に関する事務	[略] 第30条 [略] <u>第30条の3</u> <u>損害賠償請求等の妨害 に対する中止等の命令</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。